

## 公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等に関する不正防止計画

平成25年4月1日制定  
平成27年6月29日改正  
令和3年11月1日改正

公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）における公的研究費等の適正な運営・管理を行うため、公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正防止に関する規程（平成25年規程第117号。以下「不正防止規程」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。この計画の対象となる「構成員」は、法人の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての者をいう。

なお、本計画は、内部監査やモニタリングの状況や、不正行為を発生させるリスクが顕在化した場合などは、適宜見直しを行うこととする。

### 1 学内の責任体制の明確化

不正発生の要因等	不正防止計画
○公的研究費の不正使用防止に係る責任範囲・権限について、認識が希薄である。	●理事長を最高管理責任者、学長を統括管理責任者、副学長（研究・地域貢献担当）をコンプライアンス推進責任者とする責任体系や不正防止の取組について、前橋工科大学のホームページ（以下「ホームページ」という。）で学内外に周知する。
○監事、内部監査チーム及び不正防止計画推進室間の連携が取れていない。	●監事に求められる役割が十分に果たせるように内部監査チーム及び不正防止計画推進室は、監事と連携し適切な情報提供等を行う。
○人事異動など時間の経過に伴い不正防止に対する責任意識が低下する。	●各責任者の異動に当たっては十分な引継ぎを行うとともに、担当者間の認識の維持・向上に努める。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因等	不正防止計画
○構成員のコンプライアンスに対する意識が希薄である。また、意識が低下している。	<p>●構成員に対する、①コンプライアンス教育の内容を定期的に行い、不正根絶に向けた②啓発活動を継続的に行う。</p> <p>①研修会「公的研究費等の運営・管理に関する研修会（年1回以上）」、e-ラーニング等による学習</p> <p>②ホームページや学内グループウェア等により、実際に発生した不正事案及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を行う（四半期に1回程度）。</p> <p>●構成員に公的研究費等の運営及び管理に関し、法令、法人の関係規程等を遵守する旨の誓約書を提出させる。</p>
○構成員の公的研究費の事務手続に関するルールへの理解が不足している。	<p>●研究費を正しく使用するためのルールを分かり易く示した公的研究費執行マニュアルを必要に応じて見直し、研究費使用に関わる全職員に対し、説明会やグループウェアで周知徹底を図る。</p> <p>●使用ルール等の理解度を把握するためのアンケート調査を実施し、必要に応じて改善措置を講じる。</p> <p>●謝金や旅費の支給を受ける学生に対しては、支給条件や根拠書類の提出等について事務局が直接説明を行う。</p>
○不正行為に関する申立窓口について学内外で認知度が低い。また、不正行為に対する厳罰等の認識が希薄である。	<p>●告発窓口をホームページで公開するとともに「公的研究費等の運営・管理に関する研修会」で不正事例やその厳罰について説明する。</p>

## 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因等	不正防止計画
○不正防止計画推進室が実働部門であることの認識が希薄である。	<p>●不正防止計画推進室は、最高管理責任者直属の実働部門であることを認識して、不正防止計画を推進する。</p>

○不正を発生させる要因が機関全体として体系的に整理し、把握できていない。	●組織全体の幅広い関係者の協力を求め、不正を発生させる要因の把握と具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等）を継続的に点検し、実効性のある不正防止計画を策定する。
--------------------------------------	---

#### 4 研究費の適正な執行・管理活動

不正発生の要因等	不正防止計画
○計画的な研究費等の執行ができず、年度末に支払が集中する。	●発生源システムを活用し、常に予算残額を把握し、当初計画と比較して著しく遅れが生じないように留意する。
○取引業者と教職員との癒着防止について、周知が不足している。	●業者に対し、誓約書の提出を求めるとともに、法令遵守義務や違背行為には取引停止等の措置を講ずる。
○検収作業が形骸化している。	●検収は、原則として事務局で行うこととし、必ず発注データと納品書を照合（型式、製品番号、金額等）することを徹底する。
○特例的な扱いである立替払が濫用される。	●立替払のルールを学内に周知するとともに、全ての購入物品等について、検収後の使用を徹底する。
○特殊な役務契約に対する検収ルールの周知が不足している。	●特殊な役務の関する検収について、公的研究費執行マニュアルで実効性のある明確なルールを定めて運用する。
○非常勤雇用者勤務状況確認等が研究室任せになっている。	●雇用管理は事務部門と研究者の両体制で行う。 ●非常勤雇用者に対して、事務部門が雇用条件等の説明を行う。 ●実施日ごとに研究者が雇用管理簿の確認を行い、毎月事務部門に提出する。
○少額備品等の管理状況の把握が不足している。	●換金性の高いパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ等については、金額に応じ適正な管理を行うとともに定期的に現物確認を行う。
○出張の事実確認が不十分である。	●宿泊証明など証拠書類の提出を求め、出張の事実確認を徹底する。

## 5 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因等	不正防止計画
○通報窓口の認知不足による不正の潜在化。	●ホームページで通報窓口、相談窓口を公開するとともに、内部にも研修会等で周知する。
○研究不正の防止に係る取り組みの認知不足。	●研究不正の防止に係る取組についてホームページで公開し、随時更新を行う。

## 6 モニタリングのあり方

不正発生の要因等	不正防止計画
○実効性のある内部監査やモニタリングが実施されず、研究費の不正使用の発生の可能性を低減できない。	<p>●内部監査チームは、監事及び不正防止計画推進室と連携して、情報の共有を相互に図りつつ、監査を実施する。また、結果について学内で周知する。</p> <p>●内部監査チームは、不正防止計画推進室と連携して、不正使用防止体制の検証及びリスクアプローチ監査を実施し、リスクの除去・低減を図る。</p> <p>●事務局は、財務・契約担当係と連携をとりながら、発生源システム及び財務会計システムを活用し、研究費の管理・執行に関するモニタリングを適宜行う。</p> <p>●コンプライアンス推進責任者は、内部監査等結果を受け、コンプライアンス教育や啓発活動に活用するとともに機関全体に周知し再発を防ぐ。</p> <p>●コンプライアンス推進責任者は、モニタリングを適宜実施し、必要に応じて改善を指導する。</p>